

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	志摩市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	教育総務室	1頁
	三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則	生涯学習室	1頁
	三重県生涯学習センター管理規則を廃止する規則	生涯学習室	2頁
告 示	三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	2頁
訓 令	三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与室	2頁
人事異動	三重県文化財保護審議会委員の任命について	文化財保護室	2頁
お知らせ	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	3頁

規 則

志摩市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十六年九月十七日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第五号

第一条 三重県立高等学校通学区に関する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）地域の欄中「志摩郡」を「志摩市」に改める。

第二条 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和三十二年教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「鳥羽市」の下に「志摩市」を加え、「志摩郡」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに交付します。

平成十六年九月十七日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第六号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第二十五条」に改める。

第四条第一項中「及び毎月末日」を削り、第一号を第三号とし、第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 毎月末日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合は、その日前の最初の日曜日、土曜日又は休日でない日）

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

三重県生涯学習センター管理規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十六年九月十七日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第七号

三重県生涯学習センター管理規則を廃止する規則

三重県生涯学習センター管理規則（平成十六年三重県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

附 則

1の規則は、平成十六年十月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年9月17日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。
表中鳥羽・志摩地区の市の項中「鳥羽市」を「鳥羽市 志摩市」に改め、郡（構成町村）の項中「志摩郡（磯部町、浜島町、阿児町、大王町、志摩町）」を削除する。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年9月17日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の志摩地区教1号～5号の項所在地の欄中「志摩郡磯部町」を「志摩市」に、水産教1～6号の項所在地の欄中「志摩郡志摩町」を「〃」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

人 事 異 動

三重県文化財保護審議会条例（昭和51年条例第7号）第3条の規定により、次のとおり三重県文化財保護審議会委員を任命します。

平成16年9月17日

三 重 県 教 育 委 員 会

任命（辞令年月日 平成16年9月24日）

鈴木 嘉 吉	菅 原 洋 一	狩 野 博 幸
河 田 貞	水 野 敬 三 郎	熊 田 由 美 子
赤 川 一 博	稲 本 紀 昭	高 倉 一 紀
岡 田 照 子	植 木 行 宣	八 賀 晋 誠
本 田 裕	伊 藤 進 一 郎	名 越 誠

お 知 ら せ

平成16年9月17日付け三重県公報第1609号により、「公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則 第2号）
三重県教育委員会規則」が次のとおり公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年九月十七日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 「志摩郡志摩町立和具小学校間崎分校」を「志摩市立和具小学校間崎分校」に改める。
志摩郡磯部町立磯部小学校坂崎分校」
志摩市立磯部小学校坂崎分校」

別表第三中 「志摩郡磯部町立的矢小学校」を「志摩市立的矢小学校」に、「志摩郡磯部町立的矢中学校」を「志摩市立的矢中学校」に改める。

別表第四中 「度会郡大内山村立大内山小学校」を「度会郡大内山村立大内山小学校」に改める。
志摩市立浜島小学校」

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社